

広報やまと発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 5 号

広報やまと発行規則の一部を改正する規則

広報やまと発行規則（昭和 4 7 年大和市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、学校」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。